

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第50号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|----------------------|
| <p><u>（支給の停止及び再開）</u></p> <p>第4条 <u>住居確保給付金の受給者は、省令第18条第1項の規定に該当することとなった場合は、様式第3号による住居確保給付金支給停止届により知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する届出を行った者は、省令第18条第1項の規定に該当しないこととなった場合は、様式第4号による住居確保給付金支給再開届により知事に届け出なければならない。</u></p> | <p>第4条 削除</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「
・転居先の賃貸借契約書等の写し
」

を

「
・転居先の賃貸借契約書等の写し
・住民票の写し

4 受給方法又は振込先変更の場合
・入居住宅に関する状況通知書 ※再提出が必要です。
」

に改める。

様式第2号（表）中「児童扶養手当等各種手当」を「各種年金等」に改め、「公共職業安定所」の次に「職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に規定する給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合に該当する者であって、県が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、全ての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲内で、生活困窮者自立支援法第21条第1項に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲内で、生活困窮者自立支援法第22条第1項に基づき、県から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲内で、生活困窮者自立支援法第22条第2項に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則第14条第2項に基づく就労支援に関する県の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 生活困窮者自立支援法施行規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添付書類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ① 公共職業安定所等での求職活動を行っている者
(例) ・ 職業相談確認票
・ 住居確保給付金常用就職活動状況報告書
 - ② 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に掲げる事由に該当する申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると県が認める者
(例) ・ 自立に向けた活動計画
・ 自立に向けた活動状況報告書
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入の金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活困窮者自立支援法施行細則の様式により提出されている申請書は、改正後の生活困窮者自立支援法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。